

第164号議案

豊岡市公共施設整備基金条例制定について

豊岡市公共施設整備基金条例を次のように定める。

平成29年12月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

公共施設の整備、除却等に要する資金の確保を目的として、公共施設整備基金を設置するため。

豊岡市公共施設整備基金条例

(設置)

第1条 市が行う公共施設（公共の用又は公用に供する建築物を主とする施設をいう。以下同じ。）の整備、除却等に要する資金に充てるため、豊岡市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項の規定に基づき積み立てるべき額のうち市長が定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、公共施設の整備、除却等のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(豊岡市財政調整基金条例の一部改正)

2 豊岡市財政調整基金条例（平成17年豊岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は第7条第1項」を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方財政法第7条第1項の規定に基づき積み立てるべき額のうち市長が定める額

(豊岡市市債管理基金条例の一部改正)

3 豊岡市市債管理基金条例（平成17年豊岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項の規定に基づき積み立てるべき額のうち市長が定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

豊岡市公共施設整備基金条例案要綱

1 設置

公共施設の整備、除却等に要する資金に充てるため、豊岡市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 積立額

基金として積み立てる額は、地方財政法第7条第1項に規定する各会計年度の歳入歳出の決算剰余金の2分の1を下らない金額のうち市長の定める額等とすること。（第2条関係）

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条関係）

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。（第4条関係）

5 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。（第5条関係）

6 処分

基金は、公共施設の整備、除却等のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができること。（第6条関係）

7 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めること。（第7条関係）

8 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) この条例の施行に伴い、豊岡市財政調整基金条例及び豊岡市市債管理基金条例について所要の規定の整備を行うこと。（附則第2項、第3項関係）

豊岡市市債管理基金条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、基金の運用から生ずる収益の額その他予算で定める額とする。</p>	<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第7条第1項の規定に基づき積み立てるべき額のうち市長が定める額</p> <p>(2) 基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額</p>

第165号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

城崎地区コミュニティセンターの休館日を火曜日から日曜日に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立八条地区コミュニティセンター	
豊岡市立三江地区コミュニティセンター	
豊岡市立田鶴野地区コミュニティセンター	
豊岡市立五荘地区コミュニティセンター	
豊岡市立新田地区コミュニティセンター	
豊岡市立中筋地区コミュニティセンター	
豊岡市立奈佐地区コミュニティセンター	
豊岡市立港地区コミュニティセンター	
豊岡市立神美地区コミュニティセンター	
豊岡市立城崎地区コミュニティセンター	
豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター	
豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立国府地区コミュニティセンター	
豊岡市立八代地区コミュニティセンター	
豊岡市立日高地区コミュニティセンター	
豊岡市立三方地区コミュニティセンター	
豊岡市立清滝地区コミュニティセンター	
豊岡市立西気地区コミュニティセンター	
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	
豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	

を

豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日
--------------------	---------------------

豊岡市立八条地区コミュニティセンター	日まで
豊岡市立三江地区コミュニティセンター	
豊岡市立田鶴野地区コミュニティセンター	
豊岡市立五荘地区コミュニティセンター	
豊岡市立新田地区コミュニティセンター	
豊岡市立中筋地区コミュニティセンター	
豊岡市立奈佐地区コミュニティセンター	
豊岡市立港地区コミュニティセンター	
豊岡市立神美地区コミュニティセンター	
豊岡市立城崎地区コミュニティセンター	日曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立国府地区コミュニティセンター	
豊岡市立八代地区コミュニティセンター	
豊岡市立日高地区コミュニティセンター	
豊岡市立三方地区コミュニティセンター	
豊岡市立清滝地区コミュニティセンター	
豊岡市立西気地区コミュニティセンター	
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	
豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

城崎地区コミュニティセンターの休館日を火曜日から日曜日に変更すること。
(別表第2関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市立西気地区コミュニティセンター	豊岡市立西気地区コミュニティセンター
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	豊岡市立弘道地区コミュニティセンター
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	豊岡市立福住地区コミュニティセンター
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター
豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	豊岡市立小坂地区コミュニティセンター
豊岡市立小野地区コミュニティセンター	豊岡市立小野地区コミュニティセンター
～	略
豊岡市立高橋地区コミュニティセンター	豊岡市立高橋地区コミュニティセンター

第166号議案

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

東大谷野外活動施設の一部の施設の廃止に伴い、利用料金を規定した別表を改めるため。

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例
第183号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設		利用料金の限度額				備考	
		市内に居住する者		左記以外の者			
		18歳未満若しくは学生又はその引率者	左記以外の者	18歳未満若しくは学生又はその引率者	左記以外の者		
持込テント	1張 (午後1時から翌日の午前11時まで)	250円	500円	500円	1,000円	1 持込テント利用料金の限度額は、1夜2日の利用料金の限度額とし、引き続いて使用するとき、1夜につき左記利用料金の限度額を加算する。 2 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は高等専門学校に在学している者とする。 3 研修棟の使用については、引き続いて使用するとき、それぞれの利用料金の限度額の合計額とする。 4 コテージの使用	
研修棟	研修室	午前9時から午後零時まで	450円	900円	900円		1,800円
		午後1時から午後5時まで	500円	1,000円	1,000円		2,000円
		午後6時から午後10時まで	700円	1,400円	1,400円		2,800円
	調理室	午前9時から午後零時まで	500円	1,000円	1,000円		2,000円
		午後1時から午後5時まで	600円	1,200円	1,200円		2,400円
		午後6時	750円	1,500円	1,500円		3,000円

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 内容

東大谷野外活動施設の一部の施設の廃止に伴い、利用料金を規定した別表を改めること。(別表関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

施設		利用料金の限度額				備考
		市内に居住する者	左記以外の者	18歳未満若しくは学生又はその引率者	左記以外の者	
常設テント	1張 (午後1時から翌日の午前11時まで)	1,000円	2,000円	2,000円	4,000円	左欄の各種テント利用料金の限度額は、1夜2日の利用料金の限度額とし、引き続いて使用するときは、1夜につき左記の限度額を加算する。
持込テント	1張 (午後1時から翌日の午前11時まで)	250円	500円	500円	1,000円	野外ステ
貸出テント	1張 (午後1時から翌日の午前11時まで)	500円	1,000円	1,000円	2,000円	

施設		利用料金の限度額				備考
		市内に居住する者	左記以外の者	18歳未満若しくは学生又はその引率者	左記以外の者	
持込テント	1張 (午後1時から翌日の午前11時まで)	250円	500円	500円	1,000円	1 持込テント利用料金の限度額は、1夜2日の利用料金の限度額とし、引き続いて使用するときは、1夜につき左記の限度額を加算する。 2 「学生」とは、

現行

改正後 (案)

別表 (第9条関係)

別表 (第9条関係)

	10時まで								
施設管	1人1泊	100円	200円	200円	200円	200円			
理費	1人1日	50円	100円	100円	100円	100円			
炊事セ	1式1泊	750円	1,500円	1,500円	3,000円				
ット			円	円	円				
ラシタ	1個1泊	250円	500円	500円	1,000円				
ン					円				
毛布	1枚1泊	100円	200円	200円	400円				
コテ一	宿泊		13,000円		15,000円				
ジ	休憩		600円		700円				

	10時まで								
施設管	1人1泊	100円	200円	200円	200円	200円			
理費	1人1日	50円	100円	100円	100円	100円			
コテ一	宿泊		13,000円		15,000円				
ジ	休憩		600円		700円				

は、宿泊の場合は午後4時から翌日の午前10時までとし、休憩は午後10時まで1時間単位とする。
 3月、4月及び11月のコテージの利用料金の限度額は、それぞれ、利用料金の2割を減額した額とする。

第167号議案

豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例制定について

豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

災害時要援護者名簿の作成及び名簿情報の提供に関し必要な事項を定め、災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に寄与するため。

豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく災害時要援護者に対する避難支援等を実施するための名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時要援護者 法第49条の10第1項に規定する災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難行動要援護者 災害時要援護者のうち、平常時における地域での見守り体制の整備並びに災害時等における情報提供、安否確認、避難誘導及び避難支援を要する者をいう。
- (3) 情報伝達等要援護者 災害時要援護者のうち、平常時における地域での見守り体制の整備並びに災害時等における情報提供及び安否確認を要する者をいう。
- (4) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (5) 災害時要援護者名簿 法第49条の10第1項に規定する避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (6) 名簿情報 災害時要援護者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。
- (7) 避難支援等関係者 住民自治組織、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (8) 高齢者等 65歳以上の者、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）、知的障害者（兵庫県が発行する療育手帳（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所により交付される療育手帳をいう。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及び要介護認定者（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認

定を受けている者をいう。以下同じ。)をいう。

(避難行動要援護者の範囲)

第3条 避難行動要援護者の範囲は、高齢者等のみから成る世帯又は単身の世帯に属する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護認定者のうち、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (2) 身体障害者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級である者
- (3) 知的障害者のうち、療育手帳に記載された障害の程度がAの判定である者
- (4) 精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害の程度が1級である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、災害時等の避難行動に特別な配慮や支援を必要とする者のうち、支援を要するとして申出のあった者

(情報伝達等要援護者の範囲)

第4条 情報伝達等要援護者の範囲は、災害時等における情報提供等の支援を希望する者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護認定者のうち、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (2) 身体障害者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級である者
- (3) 知的障害者のうち、療育手帳に記載された障害の程度がAの判定である者
- (4) 精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害の程度が1級である者
- (5) 65歳以上の者のみから成る世帯に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(災害時要援護者名簿の作成)

第5条 市長は、災害時要援護者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、災害時要援護者名簿を作成するものとする。

(名簿情報の提供)

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

- 2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、避難行動要援護者に係る名簿情報の提供にあつては、本人により不同意の意思が明示されなかつたときは、本人の同意を得ているものとして取り

扱うものとする。

- 3 市長は、災害時等において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、災害時要援護者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第8条 第6条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(以下「名簿情報の提供を受けた者」という。)は、提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第9条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、名簿情報を自ら利用し、又は名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(秘密保持義務)

第10条 名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る災害時要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例案要綱

1 目的

この条例は、災害対策基本法の規定に基づく災害時要援護者に対する避難支援等を実施するための名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定め、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護することを目的とすること。(第1条関係)

2 定義

必要な用語の定義について定めること。(第2条関係)

3 避難行動要援護者の範囲

避難行動要援護者の範囲は、65歳以上の者、身体障害者等のみから成る世帯又は単身の世帯に属する者であって、介護保険の要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者、身体障害者のうち障害の程度が1級又は2級である者等とすること。(第3条関係)

4 情報伝達等要援護者の範囲

情報伝達等要援護者の範囲は、情報提供等の支援を希望する者であって、介護保険の要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者、身体障害者のうち障害の程度が1級又は2級である者等とすること。(第4条関係)

5 災害時要援護者名簿の作成

市長は、災害時要援護者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、災害時要援護者名簿を作成すること。(第5条関係)

6 名簿情報の提供

名簿情報の提供について、次のように定めること。(第6条関係)

- (1) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- (2) 災害の発生に備えた名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならないこと。ただし、避難行動要援護者に係る名簿情報の提供にあっては、本人により不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。
- (3) 市長は、災害時等において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができること。

7 名簿情報の取扱いに関する協定

市長は、名簿情報を提供しようとするときは、避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとし、必要に応じて提供した名簿情報

の管理に関する検査等を行うことができること。(第7条関係)

8 名簿情報の漏えいの防止のための措置

名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。 (第8条関係)

9 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、名簿情報を自ら利用し、又は名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならないこと。(第9条関係)

10 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る災害時要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
(第10条関係)

11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第11条関係)

12 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

第168号議案

豊岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について

豊岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため。

豊岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の基準)

第2条 法第47条第1項第1号の規定による条例で定める基準該当居宅介護支援の事業の基準並びに法第81条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定居宅介護支援の事業の基準は、次項から第6項までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とする。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅介護支援の事業又は基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所(以下「指定居宅介護支援等事業所」という。)の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員並びに豊岡市暴力団排除条例(平成24年豊岡市条例第32号)第7条に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(以下これらを「暴力団員等」という。)であってはならない。

3 指定居宅介護支援等事業所は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下これらを「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

4 第2項の事業を行う者(以下「指定居宅介護支援等事業者」という。)は、省令第12条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

5 介護支援専門員は、省令第13条第8号(同条第16号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

6 指定居宅介護支援等事業者は、省令第19条第3項(省令第30条において準用する場合を含む。)の研修の実施計画を介護支援専門員の職務内容、経験等に応じ

て策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、介護支援専門員の計画的な育成に努めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定等)

第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第132条の3の2に定める者であつて、かつ、暴力団等でない者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(豊岡市手数料条例の一部改正)
- 2 豊岡市手数料条例(平成17年豊岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。
別表第1の次に次の1表を加える。
別表第1の2 (第2条関係)

民生手数料関係

手数料を徴収する事務		手数料の額
1	介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 20,000円
4	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
5	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事	1件につき 14,000円

	業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	
6	介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき 7,000円
7	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業を行う者の指定の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき 14,000円
8	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業を行う者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき 7,000円

豊岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案要綱

1 趣旨

介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めること。（第1条関係）

2 基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の基準

基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の基準は、次に掲げる事項以外は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準をもって、その基準とすること。（第2条関係）

- (1) サービス提供に関する記録の保存期間は、5年間とすること。
- (2) 指定居宅介護支援等の事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等であってはならないこと。
- (3) 指定居宅介護支援等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないこと。
- (4) 指定居宅介護支援等事業者は、その指定居宅介護支援の質の評価の結果を公表するよう努めなければならないこと。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならないこと。
- (6) 指定居宅介護支援等事業者は、介護保険専門員の資質向上のために、計画的な育成に努めるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者の指定等

指定居宅介護支援事業者は、法人であって、かつ、暴力団等でない者とする。こと。（第3条関係）

4 附則

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例の施行に伴い、豊岡市手数料条例に申請に対する審査に係る手数料を定めること。（附則第2項関係）

豊岡市手数料条例新旧対照表

現行	改正後 (案)												
	<p>別表第1の2 (第2条関係)</p> <p>民生手数料関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1061 491 1122">1</th> <th data-bbox="432 568 491 1061">手数料を徴収する事務</th> <th data-bbox="432 232 491 568">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1061 767 1122">1</td> <td data-bbox="491 568 767 1061"> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査</p> </td> <td data-bbox="491 232 767 568"> <p>1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="767 1061 1161 1122">2</td> <td data-bbox="767 568 1161 1061"> <p>介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査</p> </td> <td data-bbox="767 232 1161 568"> <p>1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1161 1061 1332 1122">3</td> <td data-bbox="1161 568 1332 1061"> <p>介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査</p> </td> <td data-bbox="1161 232 1332 568"> <p>1件につき 20,000円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	1	手数料を徴収する事務	手数料の額	1	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査</p>	<p>1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)</p>	2	<p>介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査</p>	<p>1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)</p>	3	<p>介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 20,000円</p>
1	手数料を徴収する事務	手数料の額											
1	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査</p>	<p>1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)</p>											
2	<p>介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所が市の区域内にあるものに限る。)に対する審査</p>	<p>1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)</p>											
3	<p>介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 20,000円</p>											

4	<u>介護保険法第79条の2第4項において 準用する同法第79条第1項の規定に基 づく指定居宅介護支援事業者の指定の 更新の申請に対する審査</u>	1 件につき 10,000円
5	<u>介護保険法第115条の12第1項の規定 に基づく指定地域密着型介護予防サ ービス事業者の指定の申請（当該申請に 係る事業所が市の区域内にあるものに 限る。）に対する審査</u>	1 件につき 14,000円
6	<u>介護保険法第115条の21において準用 する同法第70条の2第4項において準 用する同法第70条第1項の規定に基 づく指定地域密着型介護予防サ ービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に 係る事業所が市の区域内にあるものに 限る。）に対する審査</u>	1 件につき 7,000円
7	<u>介護保険法第115条の45の5第1項の 規定に基づく第1号事業を行う者の指 定の申請（当該申請に係る事業所が市 の区域内にあるものに限る。）に対す る審査</u>	1 件につき 14,000円

	<p data-bbox="209 300 248 562">1件につき 7,000円</p> <p data-bbox="209 577 523 1061"> <u>介護保険法第115条の45の6第4項に おいて準用する同法第115条の45の5 第1項の規定に基づく第1号事業を行 う者の指定の更新の申請（当該申請に 係る事業所が市の区域内にあるものに 限る。）に対する審査</u> </p>
--	--

8

第169号議案

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成29年12月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

北但広域療育センターについて、放課後等デイサービス事業を行う奈佐事業所を
新設するため。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例(平成19年豊岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 療育センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北但広域療育センター本部 豊岡市戸牧1029番地の11
- (2) 北但広域療育センター奈佐事業所 豊岡市吉井593番地の1

第3条中「療育センターは、第1条に規定する目的を達成するため」を「北但広域療育センター本部は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 北但広域療育センター奈佐事業所は、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業を行う。

第4条第2項第1号中「第3条各号」を「第3条」に改める。

第7条第4号中「第3条第7号及び第8号」を「第3条第1項第7号及び第8号」に改める。

第8条第1項中「第3条第1号から第3号まで及び第5号」を「第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号並びに同条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の内容

- (1) 北但広域療育センターに奈佐事業所を新設することに伴い、本部及び奈佐事業所の名称及び位置を定めること。(第2条関係)
- (2) 奈佐事業所は、就学している障害児の支援をするための放課後等デイサービス事業を行うこと。(第3条関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 療育センターの位置は、<u>豊岡市戸牧1029番地の11</u>とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 療育センターは、<u>第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条各号に規定する事業に係る業務</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(使用者)</p> <p>第7条 療育センターを使用できる者は、<u>次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第3条第7号及び第8号</u>に規定する事業 関係市町に住所を有する者</p>	<p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 療育センターの名称及び位置は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>北但広域療育センター本部 豊岡市戸牧1029番地の11</u></p> <p>(2) <u>北但広域療育センター奈佐事業所 豊岡市吉井593番地の1</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 北但広域療育センター本部は、<u>次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 北但広域療育センター奈佐事業所は、<u>児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業を行う。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条</u>に規定する事業に係る業務</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(使用者)</p> <p>第7条 療育センターを使用できる者は、<u>次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第3条第1項第7号及び第8号</u>に規定する事業 関係市町に住所を有する者</p>

<p>(5) 略 (利用料金) 第8条 療育センターの指定管理者に、<u>第3条第1号から第3号まで及び第5号</u>の事業に関する療育センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。 2～4 略</p>	<p>(5) 略 (利用料金) 第8条 療育センターの指定管理者に、<u>第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号並びに同条第2項の事業</u>に関する療育センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。 2～4 略</p>
--	---

第170号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中・貝 宗 治

(理由)

家賃の決定に係る収入の申告について、認知症等により申告が困難な事情にある者の収入申告義務を免除し、市が収入の調査を行うこととするため。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項中「申告がない場合」の右に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告に基づき」の右に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）」を加える。

第31条第2項中「第8条第2項」の右に「（第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第31条第2項の規定は、平成30年度以後の年度の市営住宅の家賃について適用する。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、引用する条番号を改めること。(第12条、第13条、第39条、第40条関係)
- (2) 家賃の決定に係る収入の申告について、認知症等により申告が困難な事情にある者と市長が認めるときは、収入の申告の義務を免除するものとし、市が収入の調査を行うことで家賃の決定をすること。(第14条、第15条、第31条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例第14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第31条第2項の規定は、平成30年度以後の年度の市営住宅の家賃について適用すること。(附則第2項関係)

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合</p> <p>—において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（<u>次条第1項ただし書に規定する場合を除く。</u>）において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>

2～3 略

(収入の申告等)

第15条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならぬ。

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき

の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

(収入超過者の家賃)

第31条 略

2 市長は、前項に規定する家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘察し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項
_____に規定する方法によらなければならない。

3 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条に規定する申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該

2～3 略

(収入の申告等)

第15条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならぬ。ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき(同項ただし書に規定する場合は、省令第9条に規定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

(収入超過者の家賃)

第31条 略

2 市長は、前項に規定する家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘察し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第15条第1項ただし書に規定する場合は、省令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条に規定する申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該

入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第171号議案

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

久畑二ノ宮住宅を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第153号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市営久畑二ノ宮住宅の項を削る。

別表第2 豊岡市営久畑二ノ宮住宅の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

久畑二ノ宮住宅を廃止すること。(別表第1、別表第2関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
豊岡市営久畑二ノ宮住宅	豊岡市但東町久畑327番地の1	豊岡市営小谷住宅	略
豊岡市営小谷住宅	略	豊岡市営赤野住宅	略
豊岡市営赤野住宅	略		
別表第2 (第14条関係)		別表第2 (第14条関係)	
名称	月額	名称	月額
豊岡市営久畑二ノ宮住宅	3LDK 100,000円	豊岡市営小谷住宅	略
豊岡市営小谷住宅	略	豊岡市営赤野住宅	略
豊岡市営赤野住宅	略		